

# 記入例

## 【記入上の注意】

- この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第5項の規定による報告を行わなければならない事業主及び法第44条から第45条の3までの規定により厚生労働大臣の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下「特例子会社」という。）、法第45条の特例における関係会社（以下「関係会社」という。）、法第45条の2の特例における関係子会社（以下「関係子会社」という。）及び法第45条の3の特例における特定事業主（以下「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別業とすること。
- 「事業主」の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかとする。ただし、法第45条第1項又は法第45条の2第1項の認定を受けた事業主については、「事業主」は「親事業主」と、法第45条の3第1項の認定を受けた事業協同組合等については、「事業主」は、「事業協同組合等」とすること。
- 「事業主」の「氏名」及び「主たる事務所の所在地」欄には、事業主が個人である場合には、当該事業主の氏名及び当該事業主の住所を記載すること。
- 「事業の種類」欄には、当該企業又は事業協同組合等の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の（ ）内には、例えば「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 「事業所の数」欄には、当該企業又は事業協同組合等に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 「エ」欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においては、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 「オ」欄には、「エ」欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 「カ(ア)」欄及び「キ(オ)、(カ)、(コ)、(サ)、(ソ)」欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 「キ(チ)」欄には精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
  - 本報告書6月1日現在から3年遡った6月2日以降に雇い入れられた者であること。
  - 本報告書6月1日現在から3年遡った6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 「カ(エ)」欄には、「カ(ウ)」欄の数に「オ」欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を「カ(ウ)」欄の数から控除した数を記載すること。
- 「キ」欄及び「ク」欄の（ ）内には、内数として基準日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 「カ(ウ)、(エ)」欄及び「キ(ケ)、(セ)、(ツ)」、「ク」欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 「ケ」欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 「コ」欄には、「カ(エ)」欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、「ク」欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。  
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。法施行令別表第2に掲げるものについては100分の2.5であること。
- 「障害者雇用推進者」とは、法第78条の規定に基づいて選任される者をいうものであること。

## \* 子会社特例・関係会社特例・企業グループ算定特例・事業協同組合等算定特例の適用を受ける事業主の場合の記入上の注意点（法第44条から第45条の3の規定の適用を受ける事業主の場合）

- ハートフル条例の対象となる事業主（以下「条例対象事業主」という。）が、特例子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主の場合、「会社名」欄に名称及び代表者名を記名押印又は署名し、「事業主」欄には親事業主又は事業協同組合等の名称及び代表者名を記名（押印は不要）する。  
条例対象事業主が、親事業主又は事業協同組合等である場合には、「事業主」欄に親事業主又は事業協同組合等の名称及び代表者名を記名押印又は署名すること。
- 「特例子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主の別」欄には、条例対象事業主が、特例子会社である場合には「特例子会社」に、関係会社である場合には「関係会社」に、関係子会社である場合には「関係子会社」に、特定事業主である場合には「特定事業主」に○を付けること。
- 条例対象事業主が関係会社特例・企業グループ算定特例・事業協同組合等算定特例の適用を受ける事業主の場合には、様式1号その2にグループ全体の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況を記載する。なお、条例対象事業主が親事業主又は事業協同組合等である場合は、「親事業主」欄に名称及び代表者名を記名押印又は署名し、条例対象事業主が特例子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主の場合は、「親事業主」欄に親事業主又は事業協同組合等の名称及び代表者名を記名（押印は不要）する。

障害者雇用状況報告書		平成30年 7月10日					
大阪府知事 様							
大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。							
事業主	(ふりがな) 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	(材料エツコウカブシカイシャ) 大手前鉄工株式会社 代表取締役 大手 太郎 (記名押印又は署名のいずれかとしてください。)	主たる事務所の所在地	〒 540-0000 大阪府大阪市中央区 大手前之町0-0-0 (TEL 06-0000-0000)	事業の種類	産業分類 2 3 鉄鋼業 (鋼材の製造・販売)	事業所の数 5
	特例子会社・関係会社・関係子会社又は特定事業主の別		特例子会社・関係会社・関係子会社・特定事業主 (該当するものに○を付ける。)				
会社名	(ふりがな) 名称及び代表者の氏名	( )	主たる事務所の所在地	〒	事業の種類	産業分類	事業所の数
			(TEL - - )		( )		
雇用の状況	ア 雇用保険適用事業所番号	2701-000000-0 2901-000000-1 3001-000000-2 1301-000000-3 2701-000000-4					
	イ 事業所の名称	本社 奈良工場 和歌山支店 東京営業所 大手前サポート(特例子会社)					
	ウ 事業所の所在地	大阪府大阪市中央区大手前之町0-0-0 奈良県奈良市00町△-△-△ 和歌山県和歌山市△△町×-×-× 東京都千代田区大手町▲-▲-▲ 大阪府大阪市中央区大手前之町0-0-0					
	エ 事業の内容	鋼材の製造事業 事務受託					
	オ 除外率	% 20% % % %					
カ 常用雇用労働者の数	(ア) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	7,710人	1,456人	4,897人	682人	645人	30人
	(イ) 短時間労働者の数	40人	21人	0人	11人	8人	0人
	(ウ) 常用雇用労働者の数 (ア)+(イ)×0.5	7,730.0人	1,466.5人	4,897.0人	687.5人	649.0人	30.0人
	(エ) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	6,751.0人	1,466.5人	3,918.0人	687.5人	649.0人	30.0人
キ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	(オ) 重度身体障害者の数	32人 ( 8)	9人 ( 2)	8人 ( 1)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	15人 ( 5)
	(カ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	51人 ( 12)	17人 ( 10)	25人 ( 0)	3人 ( 0)	2人 ( 0)	4人 ( 2)
	(キ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	5人 ( 0)	0人 ( 0)	5人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)
	(ク) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	2人 ( 2)	2人 ( 2)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)
	(ケ) 身体障害者の数 (オ)×2+(カ)+(キ)+(ク)×0.5	121.0人 ( 29)	36.0人 ( 15)	46.0人 ( 2)	3.0人 ( 0)	2.0人 ( 0)	34.0人 ( 12)
	(コ) 重度知的障害者の数	6人 ( 2)	3人 ( 0)	2人 ( 2)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	1人 ( 0)
	(サ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	9人 ( 2)	1人 ( 1)	3人 ( 1)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	5人 ( 0)
	(シ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	4人 ( 0)	0人 ( 0)	2人 ( 0)	0人 ( 0)	2人 ( 0)	0人 ( 0)
	(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	2人 ( 2)	2人 ( 2)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)
	(セ) 知的障害者の数 (コ)×2+(サ)+(シ)+(ス)×0.5	26.0人 ( 7)	8.0人 ( 2)	9.0人 ( 5)	0.0人 ( 0)	2.0人 ( 0)	7.0人 ( 0)
	(ソ) 精神障害者の数	8人 ( 5)	0人 ( 0)	7人 ( 5)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	1人 ( 0)
	(タ) 精神障害者である短時間労働者の数	6人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	6人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)
	(チ) (タ)のうち注に該当する者の数	3人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)	3人 ( 0)	0人 ( 0)	0人 ( 0)
	(ツ) 精神障害者の数 (ソ)+(タ)-(チ)×0.5+(チ)	12.5人 ( 5)	0.0人 ( 0)	7.0人 ( 5)	1.5人 ( 0)	0.0人 ( 0)	1.0人 ( 0)
ク 計(キの(ケ)+キの(セ)+キの(ツ))		159.5人 ( 41)	44.0人 ( 17)	62.0人 ( 12)	4.5人 ( 0)	4.0人 ( 0)	42.0人 ( 12)
ケ 実雇用率(ク÷カ(エ)×100)		2.36%					
コ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 (カ(エ)×法定雇用率-ク)		0人					
障害者雇用推進者	役職名	労務部長	氏名	山下 三郎	記入担当者	所属課名	労務部 人事課
			氏名	川口 五郎			

注: 精神障害者である短時間労働者であって、当該報告の日の直前の6月1日現在において次のいずれにも該当する者  
 ア 雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の取得の日から3年以内の者  
 イ 令和5年3月31日までに、雇い入れられ、又は精神障害者保健福祉手帳を取得した者